

国際交流事業旅行業務 仕様書

1 役務の名称

韓国・大田広域市姉妹都市提携 15 周年記念事業に係る青年訪問団派遣業務

2 契約期間

契約締結日から 2025 年 8 月 29 日（金）まで

3 業務概要

以下の旅行の企画及び航空券等の手配を行う。

(1) 韓国・大田広域市への派遣

ア 行程

2025 年 8 月 8 日（金）～8 月 11 日（月）

月 日	行 程
8 月 8 日（金）	新千歳空港 発 仁川（又は金浦）国際空港 着
8 月 9 日（土）	（現地にて用務）
8 月 10 日（日）	（現地にて用務）
8 月 11 日（月）	仁川（又は金浦）国際空港 発 新千歳空港 着

※乗り継ぎは 1 回以内。

イ 人数

11 名（内訳：大学生 10 名、引率教員 1 名）

※ 具体的な、渡航者氏名等の情報については、6 月 6 日（金）までを目途に別途一覧形式で提示する。

4 業務内容

- | | |
|--------------|------------|
| (1) 旅行の企画・調整 | (3) 社員等の派遣 |
| (2) 航空券の手配 | (4) その他 |

(1) 旅行の企画・調整

- ・委託者と協議の上、旅程表を作成すること。
- ・作成にあたっては、効率的かつ移動による負担軽減等に十分配慮し、実行性のあるものとする。
- ・手配の進捗状況等について都度報告すること。

(2) 航空券の手配

ア 往路

- ・ 11 名
- ・ 8 月 8 日（金）の 10 時以降に新千歳空港を出発し、同日の 17 時頃までに仁川（又は金浦）国際空港に到着すること。
- ・ 乗り継ぎが必要な場合は国内空港かつ 1 回までとすること。

イ 復路

- ・ 11 名
- ・ 8 月 11 日（月・祝）の 12 時以降に仁川（又は金浦）国際空港を出発し、同日 20 時頃までに新千歳空港に到着すること。
- ・ 乗り継ぎが必要な場合は国内空港かつ 1 回までとすること。

ウ 航空券手配に係る特記事項（共通）

- ・ エコノミークラスの座席で、可能な限り団体がまとまって座ることができる座席を確保すること。
- ・ 燃油特別付加運賃、空港施設使用料、空港諸税、観光旅客税等を含むこと。
- ・ 利用する航空会社は、欠航時の対応を考慮し、比較的豊富な便数が就航しているフルサービスキャリアとし、LCC を使用しないこと。
- ・ 乗り継ぎ時等には、十分な時間を確保しつつも、時間の損失は可能な限り避けるよう配慮すること。
- ・ 荷物の移動は最小限になるよう配慮すること。

(4) 社員等の派遣

ア 往路

- ・ 出国をする国内空港において、搭乗・出国手続きの補助、乗継・集合場所の案内を行うこと。

イ 復路

- ・ 出国をする海外空港において、搭乗・出国手続きの補助、乗継・集合場所の案内を行うこと。

(5) その他

- ・ 出入国カード、税関申告書の配布及び記載等の説明。
- ・ その他付随する業務。

5 提出物

業務終了後、完了届（所定様式）及び業務報告書を提出すること。

6 個人情報の保護について

- (1) 受託者は、業務の遂行に当たって個人情報を取り扱う際は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び札幌市の関係条例等を遵守すること。
- (2) 受託者は、個人情報取扱安全管理基準適合申出書（別紙1）に必要な書類を添付し、適否の判断を受けること。
- (3) 札幌市から個人情報の管理状況について実地検査を求められたときは、速やかに応じること。

7 環境への配慮について

本業務においては、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

- (1) 電気、水道、油、ガス等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
- (2) ごみ減量及びリサイクルに努めること。
- (3) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすよう努めること。
- (4) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
- (5) 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。
- (6) 業務に関わる従業員に対し、札幌市環境方針の理解及び業務と環境の関連について自覚を持つような研修を行うこと。
- (7) 特定業務（設備機器の運転管理、毒物又は劇物の取扱い、特定管理産業廃棄物の保管又は処理業務）に従事する者は、それを遂行するために要求される十分な知識及び技能を備えていること。

8 その他

- (1) 業務の遂行に当たって疑義が生じた場合は委託者の指示を受けること。
- (2) 参加者数の変更により、人数に変更が生じる場合がある。人数の変更により、契約金額に変更がある場合は、改定契約を締結することとする。
- (3) 韓国到着後の移動手段及び宿泊先については、別途大田広域市が手配する予定であるが、天候、事故、オーバースタッキング、飛行機の遅延等により予定している飛行機に搭乗出来なかった場合は、その後の行程の調整を行うとともに、移動手段等（空路、陸路を問わず、必要に応じ宿泊施設の手配を含む）の手配を行い、その際に必要となる緊急連絡先を、あらかじめ委託者に届け出ること。
これに伴い、大幅に費用が変更となる場合は、別途委託者と受託者で協議を行うこととする。
- (4) 契約後、燃油特別付加運賃に大幅な改定があった場合には、委託者・受託者が協議のうえ、別途改定契約を行うものとする。
- (5) 受託者は関係法令を順守し、誠実に業務の遂行に当たること。なお、関係法令に定

められた諸手続が必要な場合は、速やかに委託者と協議し、手続を行うこと。

- (6) この仕様書に定めのない事項については、委託者・受託者が協議のうえ、定めることとする。

9 問い合わせ先

札幌市総務局国際部

国際課（交流担当課）交流担当係

担当：山本、平塚 TEL：011-211-2032 FAX：011-218-5168